

祝

成人おめでとう



CONTENTS

- ・ 新年のあいさつ…………… 2
- ・ 平成30年度成人式 …………… 3
- ・ 村からのお知らせ…………… 4～15
- ・ 話題あれこれ…………… 16～18
- ・ 保健相談センター…………… 19
- ・ 暮らしの情報…………… 20
- ・ イベント、カレンダー…………… 21～22

新年のあいさつ

夢と絆を大切に

榛東村長 真塩 卓



明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい平成31年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は村政への温かいご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、国内では、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）や北海道胆振東部地震、大阪府北部地震、夏の災害級の猛暑など、自然災害への備えの重要性を改めて認識する年となりました。

5月には、本村にベトナム国のクアン国家主席が来村されました。国賓が来村されるのは初めてのことで、大変名譽なことでした。ベトナム人技術者が榛東村で働き、共に生活をしてベトナム国との友好の懸け橋となっていることは、大変喜ばしいことで、世界からも注目される良い機会となりました。

本年は、天皇陛下のご退位による皇位継承の年にあたり、平成という大きな時代の終わりとともに新たな時代が始まります。また、本村においては、桃井村と相馬村が合併し榛東村が誕生してから60周年という節目の年でもあります。

少子高齢化や人口減少の進行、厳しい財政状況など多くの課題を抱えているなかでも、初心に立ち返り村民に福祉の増進と安心の提供をできるような様々な施策を進めてまいります。

高崎渋川線バイパスの4車線化・アクセス道路の整備や上毛大橋延伸道路整備も着実に進んでいます。給食センターや中央公民館については更新の基本構想を作成しています。昨年から新規事業である空き家対策やICTを用いた学校教育の充実など新たな取り組みを進め『第6次榛東村総合計画』の基本構想に掲げる将来像「子どもに夢をみんなに福祉と安心を」の実現に努めてまいりますので、引き続き皆様の変わらぬご支援とお力添えをお願い申し上げます。結びにあたり、本年が村民の皆様にとりまして最良の年となりますよう心からお祈り申し上げます。新年の挨拶といたします。

安心して暮らせる村づくりを

榛東村議会議長 南 千晴



新年あけましておめでとうございます。

平成31年の年頭にあたり榛東村議会を代表して謹んで新年のあいさつを申し上げます。

村民皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。また、本議会に対しまして、常日頃より多大なご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は日本列島の各地で豪雨、台風、地震、噴火などの自然災害が発生し、災害の多い一年でありました。そして、平成を振り返りまして大きな災害に見舞われた時代でありました。本年、そしてこれからの災害のない年、時代となることを心よりお祈り申し上げますが、災害大国といわれる日本の国土の特性を考えますと被害を最小限に抑えるためには、事前の防災、減災対策の強化が大変重要であり、災害に強い地域づ

くりが欠かせないものであると改めて認識させられました。本年は、本村にとりまして村制施行60周年の記念すべき年であります。そして、5月1日には新天皇が即位され、平成から新元号に改められます。歴史を感じるとともにひとつの時代の終わりと始まりを迎えます。

さらには、統一地方選挙、県知事選挙、参議院議員選挙と政治に参加し、意思を政治に反映することのできる機会の多い年でもあります。誰もが安心して暮らせるように、政治はそれらの課題解決に向けて前に進んでいかなければなりません。

本議会も二元代表制の一翼を担う機関としての責務を果たすため、村民の皆様の多様な声に耳を傾け、住民の幸せを追求していきたいと思えます。

結びに、本村の限らない発展のため引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとりまして幸多き年となりますことを祈念し、年頭の挨拶といたします。

平成30年度成人式



「成人の日」の前日の1月13日(日)、南部コミュニティセンターにおいて榛東村成人式を開催しました。

今年、成人を迎えたのは、平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた213人でした。

123人が出席した式典では、主催者である真塩村長が「育ててくれた皆さんへの感謝を忘れることなく、さまざまな経験を積んで成長して行ってほしい。若者の皆さんで、これからの榛東村を盛り上げて行ってほしい」と話されました。また、来賓者からの祝辞の後、榛東ふるさと太鼓による記念演奏が披露され、中学校時代の恩師から新成人たちへメッセージが贈られて、新成人としての新しい門出を祝福しました。新成人代表として片木源太さん(元生徒会長)から、お礼の言葉が述べられました。



祝 成人おめでとう



赤い羽根、歳末たすけあい、法人・個人募金について

問い合わせ先/住民生活課 ☎54-2211 (内線132)

平成30年度の赤い羽根、歳末たすけあい、法人・個人の各募金については、**総額4,072,522円**という多額の浄財が寄せられました。この尊い浄財は、村や県の社会福祉協議会事業などに有効に活用し、福祉の向上を図ります。

ご協力ありがとうございました。(敬称略・順不同)

○法人募金

- 5万円 ぐん・せい建商(株)
- 3万円 (有)榛東葬祭センター、綜建産業(株)、(株)オーケーコーポレーション、南榛工業(株)
- 2万円 三峰工業(株)
- 1万円 (株)岩田牧場(岩田喜美)、千木良建設(株)、(有)小林輪店、深井無線工業(株)、(有)東洋フォイル、(有)小林水道工事店、(株)卯三郎こけし、(有)榛東工業、(有)善養寺工務店、(有)美善工務店、(有)田村運送、高田建設(株)、根岸建設(株)、(株)榎本鉄工所、(有)マシモ開発、(有)サイトウ・デンキ、(株)サン・クリーニング、(株)牧口鉄工所、(株)タナカ設備工事、(株)白子榛名工場、前橋精密工業(株)、(株)榛東運輸、浅見水道(株)、(株)サンレジ、(株)牧口エンジニアリング、(株)コヤマハウジング、(株)清水水道、岩崎建設(株)、(株)萩原産業、(株)重枝建機、グリーントップ(株)、猫の手(株)、(有)北榛自動車、(有)相馬園、(有)一倉商店、(有)小野関製作所、(株)一倉総業、(株)岡部建設、(有)マルコー商事、(株)とみつね、(株)一倉製作所、富澤石油(株)、(株)三機工、廣橋建設(株)、(有)三国断熱、(有)クラフトガーデン、(有)田島組、サラフジ(株)、(有)下田農機商会、下田工設(株)
- 5千円 地球屋、(株)榛建工、三国コンクリート工業(株)、ミツマタ建設(株)、群馬葡萄酒(株)、(有)柳岡工務店、光洋プラスチック、(有)小山建材、北群波川農業協同組合榛東支所、(株)群馬銀行榛東支店、(有)柴本商店、(有)萩原紙器、(有)羽鳥製材所、(有)遠藤建設、(株)曾根建設、(有)インテリアハルナ、(有)榛東建材工業、上野原生産森林組合、榊原機械(株)、(有)ハルナ油脂商会、高橋モータース、(有)萩原自動車整備工場、(有)トツカクリーニング、(有)中華大榛、松栄産業(株)、(株)新東、(有)岡本重機溶接工業、(株)萩野製作所、(株)ヒカリ物産、(有)久仁精機、(株)セレネティ、(有)清水モータース、(株)大利根建機、三和化工(株)、(有)永塩、(有)ウィルコーポレーション、(有)新井養鶏、(有)メディカルオール、ミナミ電工(株)
- 3千円 (有)群馬サポート、上州神輿製造業協同組合、(有)群馬榛名園、(有)榛名モータースポーツランド、(有)キタメン、群馬モールド(株)、(株)マルミ、(株)光工機、アサヒ(有)、(株)ニッセイ群馬、(有)ハルナ工芸
- 2千円 (有)ハヤシデンキ、(株)アライヘルメット榛東
- 1千円 (有)長壁工業

○個人募金

- 1万円 善養寺徳男、善養寺忠、民宿しおざわ、菊地医院、柳澤寺、松井司法書士事務所、立見商店、ごとう接骨院、今井一良、浅見一彦、小林新聞店、リカー&フードすぎた、高橋獣医科医院、原澤益子
- 5千円 ひらしま歯科、金井建築、萩原綿ふとん店、シミズ自動車鉋金塗装、ユアサデンキ、高橋俊一(桃井郵便局)、草間酒店、高橋建築、あおば歯科医院、榛東さいとう医院、小料理小政、大川食堂、飯塚屋、関口益夫、加藤明、富澤酒店、つつじが丘電器、酒井弘
- 3千円 いちごハウスしみず、毛利多、浅見建設工業、かね八、和風レストランハウスロザーナ、榛東わかばクリニック、加藤接骨院、沙羅英慕、松岡勘、小山隆弘、さわ理容室、カットハウスYAE、川浦理容店、八巻正、つつじが丘英会話教室
- 1千円 セブンイレブン榛東山子田店、美容室ブロッサム、宮本カイロプラティック院

○職域・学校・その他

- 北小学校児童会…………… 20,947円
- 南小学校ボランティア委員会… 13,900円
- 榛東中学校…………… 3,585円
- 相馬原駐屯地…………… 103,500円
- 社会福祉協議会・役場職員…… 17,769円
- 役場募金箱…………… 428円

赤い羽根募金・歳末たすけあい募金

区	赤い羽根募金	歳末たすけあい募金
1	43,200円	43,500円
2	38,700円	38,700円
3	55,500円	55,500円
4	45,300円	46,500円
5	59,700円	59,700円
6	59,700円	59,700円
7	106,500円	106,500円
8	56,400円	56,400円
9	141,144円	141,849円
10	85,500円	87,600円
11	66,900円	66,900円
12	36,600円	36,900円
13	49,800円	53,400円
14	71,400円	71,400円
15	73,800円	73,800円
16	59,100円	59,100円
17	44,700円	44,700円
18	59,700円	59,400円
19	40,200円	40,200円
20	81,900円	81,900円
21	66,000円	66,000円
その他		20,000円
計	1,341,744円	1,369,649円

※その他…榛東山草会 20,000円

指定管理者を募集します

問い合わせ先/住民生活課 (☎54-2211 内線131)

榛東村学童保育所において、現在指定している指定管理者の期間が満了することから新たな期間の指定管理者を募集します。

■施設名称および所在地

名 称	所 在 地
北部第一学童保育所	榛東村大字山子田1261番地 1
北部第二学童保育所	榛東村大字山子田1258番地 1
北部第三学童保育所	榛東村大字山子田1258番地 1
南部第一学童保育所	榛東村大字広馬場1156番地 1
南部第二学童保育所	榛東村大字広馬場1156番地 1

■指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

■業務の内容

榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則に基づく事業に関すること。
学童保育所の施設及び器具の維持管理に関すること。
学童保育所の管理及び運営に関する業務のうち、村長が特に認めるもの。

■募集要項等の配布期間

1月21日(月)から2月1日(金)まで

■応募書類(指定申請書)提出期間

2月4日(月)から2月15日(金)まで

■その他

詳細については、村のホームページに掲載します。

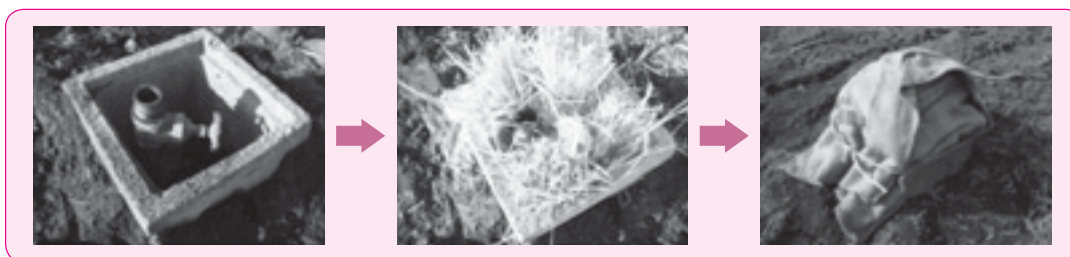
来年度の学童保育所の利用案内は、2月以降に榛東村ホームページに掲載するほか、村内の小学校・保育所・幼稚園を通じてを配布します。

群馬用水給水弁の保護をお願いします

問い合わせ先/産業振興課 (☎54-2211 内線224)

冬期は、凍結により給水弁の破損や漏水事故が多く発生します。

給水弁は、群馬用水組合員個人の管理物となりますので、ワラや布などをマスに詰めて凍結防止対策を行ってください。



大宮神社の獅子舞衣装を新調しました

問い合わせ先/教育委員会事務局生涯学習班 (☎54-2211 内線262)

平成30年度魅力あるコミュニティ助成事業(公益財団法人群馬県市町村振興協会)を活用し、大宮神社獅子舞(村指定無形民俗文化財)の衣装、太鼓を購入しました。昔の衣装と修復した太鼓は、2月7日(木)まで、耳飾り館に展示中です。



申告等に関するお知らせ

問い合わせ先／税務課 (☎54-2211 内線164)

○申告は正しく期間内に

所得税および復興特別所得税の確定申告ならびに村県民税の申告の時期となりました。以下の内容、次ページのフローチャートなどをご確認いただき、申告が必要な方は必要書類などをご準備のうえ期間内に正しく申告を行ってください。

なお、申告が必要な方が申告を失念したり誤った申告などをすると、後日、不足する税金を納税するだけでなく、加算税や延滞税が課される場合がありますので注意してください。

申告期間…平成31年2月18日(月)から平成31年3月15日(金)まで

○所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する方は、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

①平成30年中に次の所得がある方

- ・ 営業、農業等の事業所得
- ・ 不動産所得
- ・ 土地、建物などの資産の売却による譲渡所得
- ・ 上記以外の所得（配当所得、株式等の譲渡所得、一時所得、雑所得など）

※ただし、平成30年中の所得金額より所得税の控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計額が大きい方は確定申告は必要ありません。

③平成30年中に支払を受けた年末調整がされていない給与の収入額と「給与所得と退職所得」以外の所得金額の合計が20万円を超える方

④年末調整が誤っていた方

また、確定申告をする必要がない方でも、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの控除を適用し、所得税および復興特別所得税の還付を受けるために確定申告をすることができます。

○村県民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在に榛東村に住所がある方は、村県民税の申告が必要となります。

ただし、次のいずれかに該当する方は村県民税の申告は不要となります。

①平成30年中に収入がない方

②税法上の「被扶養者」となっている方

③収入が公的年金等のみで、日本年金機構などの年金支払者から源泉徴収票がお手元に届いている方

④収入が給与収入のみで、勤務先から源泉徴収票がお手元に届いており、かつ、その源泉徴収票について年末調整が済んでいる方（年末調整の済・未済については、源泉徴収票を発行した勤務先にお問い合わせください）

⑤確定申告書を税務署に提出する方

なお、村県民税の申告が不要な方であっても、次のいずれかに該当するときは村県民税の申告が必要となる場合があります。

- ・ 上記①に該当する方で榛東村国民健康保険に加入しているもしくは加入する予定がある場合またはその世帯の世帯主である場合
- ・ 上記①または②に該当する方で所得証明書、非課税証明書などの所得・税に関する証明が必要な場合
- ・ 行政上の支援・軽減措置などを受ける場合
- ・ 医療費控除、未適用の生命保険料控除などの控除の適用を受ける場合

申告は必要？不要？

申告要否判定 スタート

平成31年1月1日現在
榛東村に在住でしたか？

いいえ

榛東村に申告をする必要はありません。税務署または平成31年1月1日に在住していた市区町村に相談してください。

はい

平成30年1月～12月の間にどのような収入がありましたか？

収入なし

主に給与

主に公的年金

主に営業・農業・不動産

その他

同一世帯の親族の税法上の扶養になっている

はい ↓ いいえ ↓

④_A ③_A

給与収入が2,000万円を超える

はい ↓ いいえ ↓

①

年金収入が400万円を超える

はい ↓ いいえ ↓

①

所得金額が所得税の控除合計より大きい

はい ↓ いいえ ↓

① ②

遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税所得のみ

はい ↓ いいえ ↓

③_A ③_B

所得金額が所得税の控除合計より大きい

はい ↓ いいえ ↓

① ②

勤務先は1ヶ所のみで年末調整が済んでいる(複数であっても年末調整で合算している場合は「はい」へ)

はい ↓ いいえ ↓

①

年金以外の所得がある

はい ↓ いいえ ↓

①

控除の追加がある

はい ↓ いいえ ↓

② ④_B

控除の追加がある

はい ↓ いいえ ↓

②

給与以外の所得がある

はい ↓ いいえ ↓

①

年金以外の所得が20万円を超える

はい ↓ いいえ ↓

①

勤務先から源泉徴収票が届いているまたは勤務先から榛東村へ給与支払報告書が提出されている

はい ↓ いいえ ↓

④ ②

給与以外の所得が20万円を超える

はい ↓ いいえ ↓

①

②



判定結果

①	所得税の確定申告が必要です	所得税・復興特別所得税の確定申告を行えば、村県民税の申告は必要ありません。確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項や金額があれば必ず記入してください
②	村県民税の申告が必要です	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されているなどとして、申告により所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です
③	所得税・村県民税の申告が必要な場合があります	A…「所得・税に関する証明書が必要な場合」、「国民健康保険税の軽減措置、国民年金保険料の免除申請を受ける場合」は村県民税の申告が必要となります。 B…所得の種類によっては、確定申告、村県民税申告が必要な場合があります。
④	所得税の確定申告・村県民税の申告は不要です	A…所得・税に関する証明書が必要な場合は村県民税の申告が必要となります B…所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により所得税復興特別所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります

※この判定結果は簡易的な方法によるものですので、ご自身の所得の種類、前ページのご案内を必ずご確認ください。必要な申告を行ってください。

申告相談会場のご案内

「所得税・復興特別所得税」および「村県民税」の申告相談の会場は以下のとおりとなります。各会場で受付ができる申告が異なりますので利用される場合は、ご注意ください。また、申告相談ではなく、国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」(14ページ参照)を利用しご自身で申告書を作成し提出することもできます。

① ビエント高崎 エクセルホール

【受付ができる申告】

所得税および復興特別所得税、個人消費税、贈与税等に係る申告

【期間】

平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで(土・日を除きます。)
ただし、2月24日(日)および3月3日(日)は開場します。

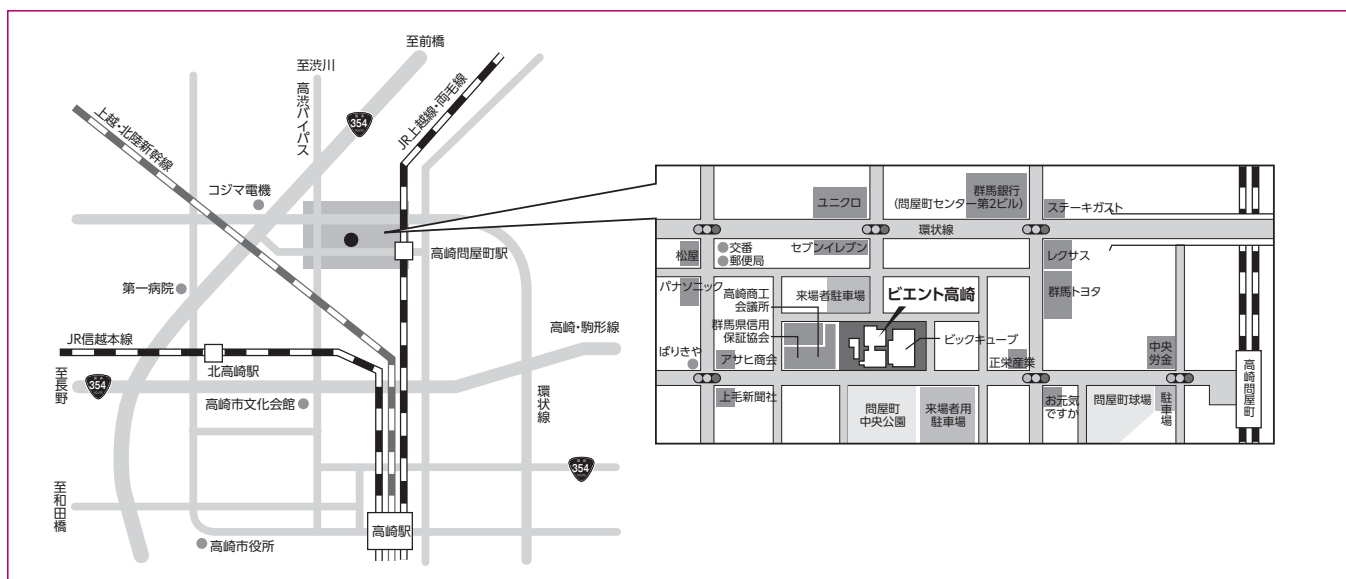
【受付時間】

午前8時30分から午後4時まで

【問い合わせ先】

高崎税務署 個人課税第一部門 ☎027-322-4711

ビエント高崎エクセルホールのご案内



② 榛東村役場 1階村民ホール

【受付ができる申告】

村県民税、所得税および復興特別所得税に係る申告

※一部の申告は受付できません(次ページ参照)

【期間】

平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで(土・日を除きます。)

【受付時間】

午前の部 午前8時30分から午前11時30分まで
午後の部 午後1時から午後4時まで

【問い合わせ先】

榛東村税務課 住民税係 ☎0279-54-2211 内線164

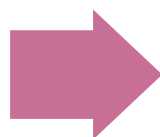
榛東村役場で受付ができない申告

- ・住宅借入金等特別控除に係る申告
(2回目以降は受付ができますが、連帯債務の場合は2回目以降も受付できません)

- ・土地建物等の不動産譲渡所得を含む申告

- ・各種住宅税制に係る申告

住宅耐震改修特別控除
住宅特定改修特別税額控除
認定住宅新築等特別税額控除 ほか



今年から
榛東村役場では
受付ができなく
なりました



- ・株式等に係る譲渡所得等を含む申告
- ・上場株式等に係る配当所得を含む申告
- ・先物取引に係る雑所得等を含む申告
- ・山林所得を含む申告
- ・仮想通貨に係る申告
- ・青色申告
- ・消費税の申告
- ・贈与税の申告
- ・平成30年中に国外での収入がある方の申告
- ・平成30年分以外の申告
- ・平成31年1月1日現在において他市区町村住所登録者の申告
- ・複雑または特殊な申告

※榛東村役場では、多くの方の申告を受け付けるため、受け付けることができる申告を調整しています。ご了承ください。

【申告相談区割表】

申告相談日	午前の部	午後の部
2月18日(月)	1区	2区
2月19日(火)	2・3区	1区
2月20日(水)	4区	3区
2月21日(木)	5区	4区
2月22日(金)	6区	5区
2月25日(月)	7区	6区
2月26日(火)	8区	7区
2月27日(水)	9区	7・8区
2月28日(木)	10区	9区
3月1日(金)	11区	10区

申告相談日	午前の部	午後の部
3月4日(月)	9・12区	11区
3月5日(火)	20区	10・12区
3月6日(水)	21区	20区
3月7日(木)	9・13区	11・21区
3月8日(金)	14・20区	13区
3月11日(月)	15区	14区
3月12日(火)	16区	15区
3月13日(水)	17区	16区
3月14日(木)	18区	17・19区
3月15日(金)	18・19区	予備

※お住まいの行政区の指定日以外の日でも受付はできますが、混雑緩和のためなるべく指定された日にお出かけください。

「申告相談のお知らせ」の郵送中止について

例年、1月上旬から中旬にかけて各世帯へ郵送していた「申告相談のお知らせ」は、今回から郵送いたしません。申告が必要な方、申告に必要なものなどは、この「広報しんとう（1月号）」での掲載で対応させていただきます。ご了承ください。

榛東村役場での申告相談について

申告は、所得や控除の状況を最もよく知っている申告者自身が申告者自身の責任により申告書を作成し、定められた期間内に申告（申告書の提出）および納税を行うことが原則となります。

榛東村役場での申告相談は、上記の原則をふまえ、来場者からの所得、控除にかかる申告（申し出）に基づく申告書の「作成補助」となりますので、ご理解のうえご利用ください。

なお、来場の前に事業所得にかかる収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告に必要な書類を必ず作成してきてください。作成していない場合は、申告相談会場へのご案内が作成後となりますのでご注意ください。

申告に必要なもの

以下に記載しているものは、榛東村役場（村民ホール）で受付ができる申告について必要な書類となります。ピエント高崎での申告では、その内容によって、以下に掲載している以外の書類等が必要となる場合があります。必要な書類などについては、高崎税務署へお問い合わせください。

1 はんこ（朱肉を使用するもの）

※ゴム印などのインクによるものは不可

2 個人番号（マイナンバー）および身元確認ができるもの

個人番号確認書類	マイナンバーカード 個人番号通知カード 個人番号が記載されている住民票の写し など
身元確認書類	マイナンバーカード 運転免許証 健康保険証 など

3 税務署から送付されている『確定申告のお知らせ』

※お知らせ（圧着はがき）が税務署から送付されている方のみ

4 所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合に必要なもの

・預金通帳などの口座情報（金融機関名、支店名、種目）が確認できるもの

※還付口座は、申告者本人名義のものに限られます。

5 所得税・復興特別所得税の納付を口座振替で行う場合に必要なもの

預金通帳などの口座情報（金融機関名、支店名、種目）が確認できるもの

口座振替を行う口座の届出印

▶ 続きは13ページへ

この様式は、医療費控除の申告をする際にご使用ください。

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

氏名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～③を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

① 医療費通知に記載された医療費の額	② (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 医療費(上記1以外)の明細

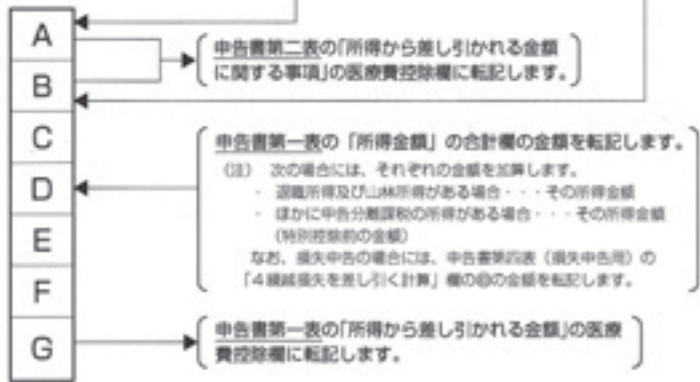
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			②	③

医療費の合計	A	(②+③) 円	B	(②+③) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円
保険金などで補てんされる金額	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)
所得金額の合計額	
C × 0.05	(赤字のときは0円)
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)



重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※平成31年（2019年）分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(4)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療費を受けた年月 ③療費を受けた者 ④療費を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限り、適用されます。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

記入例

① 医療費通知に記載された医療費の額	② (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。（「①医療費通知に関する事項」に記入したのものについては、記入しなくても構いません。）

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが〇〇病院に入院した場合

2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
〇〇病院計: 12,000円 通院費計: 1,560円

- ※ 「(3)その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。
- ※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。
- ※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
〃	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	円

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）「① 医療費通知に関する事項」に記入したものに限り、適用されます。（添付）
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明者の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の補償費等を「おむつ使用証明書」に記入することができます。

▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

▶ 温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

▶ 運動療法実施証明書

○ ストマ用器具の購入費用

▶ ストマ用器具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受けるワクチンの接種費用

▶ 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

▶ 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする旨を記載したもの)

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

▶ 在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

6 平成30年中の所得がわかるもの

所得の種類	必要書類
給与所得 年金所得	給与または公的年金等の源泉徴収票の原本 ※コピー不可
営業所得 農業所得 不動産所得	収支内訳書 ※必ず事前に作成してきてください。作成していない場合は、申告会場へのご案内が作成後となりますのでご注意ください。
雑所得 一時所得	収入金額、経費などがわかる書類

7 各種控除の適用を受ける場合に必要なもの

控除の種類	必要書類
社会保険料控除	国民健康保険税、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料等の支払証明書、控除証明書、領収書などの支払金額を証明する書類
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の控除証明書などの支払金額を証明する書類
地震保険料控除	地震保険料（旧長期損害保険料を含む）の控除証明書などの支払金額を証明する書類
小規模企業共済等掛金控除	掛金などの支払額を証明する書類
医療費控除	医療費控除の明細書など ※明細書は、11ページに掲載していますので、申告の際にご使用ください。 (おむつ代を医療費控除に含める場合) 医師が証明したおむつ使用証明書またはおむつ代に係る医療費控除確認書（15ページ参照） (セルフメディケーション税制の適用を受ける場合) セルフメディケーション税制の明細書 「一定の取組」を証明する書類 ※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は通常の医療費控除の適用を受けることができません。 ※医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書は、必ず事前に作成してきてください。作成していない場合は、申告会場へのご案内が作成後となりますのでご注意ください。
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書（15ページ参照） など
住宅借入金等特別控除	特定増改築等住宅借入金等特別控除額の計算明細書 金融機関等が発行する住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
寄附金控除	寄附した団体などから交付される寄附金の受領証など

税務署からのお知らせ

○医療費控除に関する明細書の提出義務化について

平成29年分の確定申告から医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署から記載内容の確認を求められる場合がありますので領収書は確定申告の期限から5年間保存してください。

なお、平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることができます。

○配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成30年分の確定申告から配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,220万円）を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限なし）。また、配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超201万6千円未満）となりました（改正前：38万円超76万円未満（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超141万円未満））。

○公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告を行う必要はありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

○ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方の申告について

ふるさと納税を行い寄附金税額控除に係る申告の特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の申請を行った方で、医療費控除等の控除の適用を受けるためなどで確定申告を行う場合には、ふるさと納税に係る寄附金控除も含めて申告しないと寄附金控除が適用されませんので注意してください。

確定申告書等作成コーナーのご案内

申告会場は非常に混雑し、待ち時間が長時間になります。

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと夜間休日問わずご自身の都合のよい時間に自宅等で確定申告書が作成できます。

作成した確定申告書は、e-TAXで送信または印刷のうえ郵送で提出することができます。ご自宅にプリンターがない場合でも、作成した確定申告書をPDF形式で保存すればコンビニ等のプリントサービス（有料）をご利用することで印刷することができます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

【e-TAX・確定申告書等作成コーナーの操作方法などに関するお問い合わせ】

「e-TAX・作成コーナーヘルプデスク」へお問い合わせください

電話：0570-01-5901 受付 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

※時間については、国税庁ホームページでご確認ください

【確定申告に関する問い合わせ】

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。☎027-322-4711
お問い合わせください。

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、介護認定を受けていて身体障害者や知的障害者に準ずる方は、介護認定資料をもとに障害者控除の対象となるかを判定し、障害者控除の対象と認められる場合には「障害者控除対象者認定書」を申請に基づき交付します。

所得税および復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告の際にこの認定書を提示することで、本人または扶養者が障害者控除または特別障害者控除の適用を受けることができます。

■判定基準

区分	判定基準
障害者控除	・ 要介護度1～5で、屋内での生活はおおむね自立しているが、外出などは介助・介護を要する方 ・ 医療「人工肛門」または「人工膀胱」の処置に該当する方
特別障害者控除	・ 要介護度1～5で、日常生活に介助・介護を要する方 ・ 医療「透析」の処置に該当する方 ・ 視力「ほとんど見えない」に該当する方 ・ 聴力「ほとんど聞こえない」に該当する方

■申請方法

健康保険課で交付申請をしてください。

その際、印鑑（本人以外が申請する場合は、申請する方の印鑑）を忘れずに持参してください。なお、本人と同居していない方が申請する場合は、本人の同意が必要となります。

■注意事項

すでに「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者手帳」の交付を受けている方は、この申請をする必要はありません。身体障害者手帳などを確定申告で提示することで、障害者控除などの適用を受けることができます。

交付された認定書は、障害者控除認定事由の存続期間中は有効となりますので、大切に保管してください。

おむつ代、2年目以降の医療費控除を受けるには

医師が必要と認めた場合の寝たきり者などのおむつ代は、医師が発行した「おむつ使用証明書」におむつ代の領収書を添付して提示することで、所得税および復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告の際に医療費控除の適用を受けることができます。おむつ代にかかる医療費控除の適用を受けるのが2年目以降の場合で、かつ本人が要介護認定を受けている場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」の代わりとして「おむつ代に係る医療費控除確認書」でも医療費控除の適用を受けることができます。

なお、確認書は介護保険主治医意見書の記載内容をもとに作成しますので、主治医意見書の記載内容によっては交付ができない場合があります。

■申請方法

健康保険課で交付申請をしてください。

その際、印鑑（本人以外が申請する場合は、申請する方の印鑑）を忘れずに持参してください。なお、本人と同居していない方が申請する場合は、本人の同意が必要となります。

医療費控除を受ける前に、高額療養費の支給申請を

平成30年中に支払った医療費が一定額以上の場合、所得税および復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告の際に医療費控除の適用を受けることができます。ただし、医療費控除の適用を受けるためには支払った医療費から「保険金などで補填される金額」を差し引く必要があります。「保険金などで補填される金額」には加入する健康保険から支給される「高額療養費」などが含まれます。高額療養費の支給対象となる方にはハガキでお知らせしていますが、通知の発送には、医療費の支払い後2～3ヶ月程度の期間を要します。平成30年の後半（特に11月～12月頃）に高額な医療費を支払っている場合は、高額療養費の支給対象となる可能性がありますので、高額療養費の支給（補填される金額）の有無を確認したうえで医療費控除の適用を受けるようにしてください。

なお、誤った内容で医療費控除の適用を受けた場合は、申告のやり直しや高額療養費の返還などをしなければならないことがあるのでご注意ください。



1月新刊情報 中央公民館図書室

問い合わせ先/中央公民館 (☎54-2573)

利用時間 午前8時30分から午後5時まで 休館日 毎週月曜日・祝日			
書名	著者名	書名	著者名
《一般向け》		むすびつき	畠中 恵
風の市兵衛 1～5	辻堂 魁	宝島	真藤 順丈
ののはな通信	三浦 しをん	下町ロケット ゴースト	池井戸 潤
さざなみのよる	木皿 泉	ふたりぐらし	桜木 紫乃
ひと	小野寺 史宜	《子ども向け》	
それまでの明日	原 奈	サファリ	松岡 たつひで
火のないところに煙は	芦沢 央	理解しよう、参加しよう	加山 弾 監修
雨降る森の犬	馳 星周	福祉とボランティア 1～3	
火影に咲く	木内 昇	つつつつつー	柏原 晃夫
六月の雪	乃南 アサ	ちよん ちよん ちよん	柏原 晃夫
はじめての「投資信託」入門	竹川 美奈子	カレー地獄旅行	ひげラク商店
難しいことはわかりませんが、 お金の増やし方を教えて下さい!	山崎 元	ふしぎ駄菓子屋 銭天堂	廣嶋 玲子
新装版 誕生花と幸せの花言葉366日	主婦の友社/編	空想科学読本 1～3 新装版	柳田 理科雄
この地獄を生きるのだ	小林 エリコ	おしっこちょっぴりもれたろう	ヨシタケシンスケ
また、同じ夢を見ていた	住野 よる	みえるとかみえないとか	ヨシタケシンスケ
法廷弁論	加茂 隆康	ねるじかん	鈴木 のりたけ
小屋を燃す	南木 佳士	響け!ユーフォニアム	武田 綾乃
ファーストラヴ	島本 理生	表参道高校合唱部! 1	櫻井 剛・桑畑 絹子
送り火	高橋 弘希	続・ざんねんないきもの事典	今泉 忠明 監修
鏡の背面	篠田 節子	おどります	高島 純
医者が教える食事術 最強の教科書	牧田 善二	オリンピックのおばけずかん	斉藤 洋
		こうえんのおばけずかん じんめんかぶとむし	斉藤 洋

各種大会の結果をお知らせします

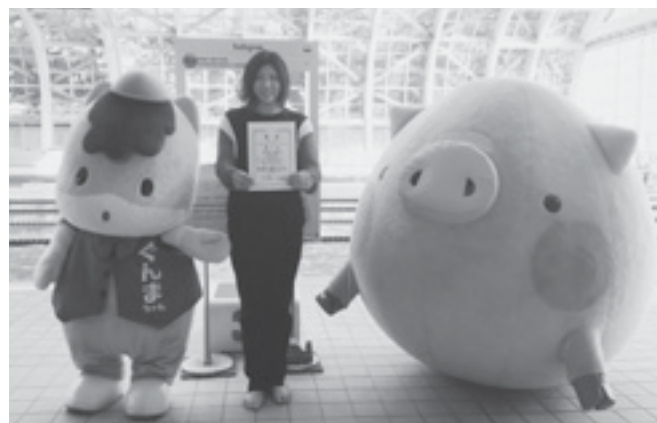
【第68回 “社会を明るくする運動”
作文コンテスト】
最優秀賞 群馬県推進委員会委員長 (知事) 賞
榛東村立北小学校 6年 萩原 朱音
作品名 「愛情あふれる社会へ」



【第42回群馬県小学生総合体育大会】
柔道競技 4年男子・中量級
第3位 上田 桜亮



【マスターズ公認水泳競技会
『第1回こるとんマスターズスイムミート』】
女子 50m 背泳ぎ
第1位 岩田 八重子 (榛東水紋会)



児童館クリスマス会

12月8日(土)、児童館で、クリスマス会が行われました。映画鑑賞とクイズ大会を親子で楽しみました。正解するとプレゼントがもらえるクイズ大会では、子ども達は元気に手を挙げて答え、大いに盛り上がりました。



地域で川の清掃を

12月9日(日)、8区の地元住民が恒例の「八幡川清掃」を実施しました。30名程が参加し、河川の草刈りや雑木の伐採を行いました。ボランティア活動を通して、地域住民の繋がりを深める良い機会となりました。



火災予防巡回指導

12月12日(水)、渋川広域消防署南分署と榛東村民生委員児童委員会協議会で高齢者宅等の火災予防巡回指導を実施しました。南分署の職員が住宅用火災警報器や消火器の設置状況などを確認しました。



榛東村を写そう写真コンテスト表彰式

12月20日(木)、中央公民館で、写真コンテストの表彰式が行われました。応募作品66点から風景・スナップ・初心者の部門ごとに入賞作品が選出されました。(作品は、中央公民館に展示されていますので、ご覧ください) ※写真は推薦賞の井上俊彦氏



冬休み子ども楽集すくーる

12月25日(火)、26日(水)、楽集センターで冬休み子ども楽集すくーるが開催されました。1年～4年生10名が参加し、加藤先生のロケット作りなどの工作教室、八高先生によるダンス教室、地元野菜を使ったお切込み作り、ビデオ鑑賞などを行いました。2日間充実した体験ができ、子ども達は楽しそうにしていました。



餅つき体験

12月27日(木)、群馬大学の留学生の皆さんが、2区の農caféで初めての餅つき体験を行いました。また、近隣の住民も参加し、つきたてアツアツのお餅に、きな粉やおろし大根を絡めそれぞれおいしく味わいました。



門松づくり

12月27日(木)、福祉センターささえの家で作った門松が、楽集センター、児童館、役場、商工会、ふれあい館などに寄贈されました。門松は、実りと幸せをもたらす歳神様をお迎えするためものです。各施設の玄関等にかざらせていただきました。



榛東村消防団出初め式

1月6日(日)、役場駐車場で榛東村消防団の出初め式が行われました。観閲者である真塩村長の出初め式開始宣言で始まった式典は、姿勢服装点検や分列行進などが行われました。無火災表彰を第3分団および第4分団が表彰されました。

式典終了後には、第1分団、第2分団、本部班による一斉放水訓練が行われ、日頃の訓練の成果が披露されました。



110番の日

1月10日(木)、110番の日に合わせて、フレッセイ榛東新井店で榛東駐在所連絡協議会が110番の使用について啓発活動を行いました。

緊急通報は110番、警察相談は#9110番へ



無病息災を願って一道祖神祭りー

村内各所で、道祖神祭り(どんど焼き)が行われ、正月のお飾りやだるま、お札などの御焚き上げが行われました。御焚き上げの炎で焼いた繭玉を食べて、この一年の無病息災、五穀豊穡を願います。



しんとう健康ダイヤル24
☎0120-077-005

24時間・年中無休 通話料・相談料無料

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

お元気ですか
保健相談センター
です

●ノロウイルスにご注意!

ノロウイルスによる食中毒は11月から増え始め、12〜1月がピークになります。乳幼児や高齢者は重症化しやすいので特に注意が必要です。

■感染原因

汚染された二枚貝などを加熱殺菌せずに食べることで感染したり、感染者の便や嘔吐物などから感染することがあります。

■症状

感染してから1〜2日で吐き気、嘔吐、下痢、腹痛などの症状が出て、1〜2日続きます。人によっては、風邪のような症状ですむ場合もありますが、乳幼児や高齢者は長引くことがあります。

■治療

特効薬やワクチンはなく、対症療法が行われます。特に、乳幼児や高齢者は脱水症状をおこしたり、体力を消耗しないように、水分と栄養の補給を十分に行いましょう。脱水症状がひどい場合には病院で輸液を行う必要があります。

■予防

○食品は十分に加熱調理してから食べましょう。
食品の中心温度85〜90℃以上で90秒以上加熱することによってウイルスを無害化することができます。

○食事や調理の前には必ず手を洗いましょ。

ノロウイルスは石けんやアルコールで殺菌することはできませんが、手の脂や汚れを洗い流すことが感染予防にもつながります。帰宅後、調理の前後、トイレ後にはよく手を洗いましょ。

○調理器具は清潔を保ちましょ。

調理器具から感染することもありますので、包丁やまな板、食器、ふきんなどを清潔にしておきましょ。

▽家族に感染者が出たら

室内で嘔吐した場合、周囲を塩素消毒液などで消毒しましょ。便や嘔吐物を処理する際は、使い捨て手袋を着用し、処理後は手を洗いましょ。汚れた衣類等は消毒しましょ。他のものと分けて洗濯しましょ。

・風呂は、感染者は最後に入り、タオルの使い回しは避けましょ。

・ドアノブや蛇口、手すり、食器などは定期的に消毒を行いましょ。

・症状が治まっても、1週間〜1ヶ月くらいは便からノロウイルスが排泄されることがあるので注意しましょ。

お問い合わせは、保健相談センター

☎0279-70-8052

●休日当番医●

※市外局番は0279です。

	内科		外科		耳鼻科	歯科
1月27日(日)	石北医院 (渋川) ☎22-1378	厚成医院 (石原) ☎22-1060	井野整形外科リハビリ内科 (吉岡) ☎30-5255		吉岡ちよだ耳鼻咽喉科 (吉岡) ☎26-7546	吉岡歯科クリニック (行幸田) ☎24-8289
2月3日(日)	奈良内科医院 (渋川) ☎25-1155	竹内小児科 (吉岡) ☎30-5151	渋川医療センター (白井) ☎23-1010		いのうえ耳鼻咽喉科医院 (有馬) ☎30-1133	K歯科医院 (金井) ☎22-2331
2月10日(日)	斎藤内科外科クリニック (金井) ☎22-1678	大井内科クリニック (吉岡) ☎30-5575	あだち整形外科 (金井) ☎30-1170			さいとう歯科医院 (子持) ☎53-5454
2月11日(祝) 建国記念日	入内島内科医院 (半田) ☎60-7322	駒寄こども診療所 (吉岡) ☎55-5252	有馬クリニック (有馬) ☎24-8818			しまむら歯科医院 (八木原) ☎20-1182
2月17日(日)	ふるまぎ内科医院 (八木原) ☎25-8881	痛みのクリニック長谷川医院 (吉岡) ☎30-5055	高野外科胃腸科医院 (渋川) ☎24-2454		川島医院 (渋川) ☎22-2421	山川歯科医院 (渋川) ☎22-0260
2月24日(日)	赤城開成クリニック (赤城) ☎20-6500	川島内科クリニック (渋川) ☎23-2001	加藤整形外科医院 (行幸田) ☎20-1007		吉岡ちよだ耳鼻咽喉科 (吉岡) ☎26-7546	星野歯科クリニック (行幸田) ☎22-0232

※耳鼻科、歯科の診療時間は正午までです。 ※夜間急患診療所(午後7時〜11時、年中無休)☎23-8899

暮らしの情報

行政相談を開催します

- 日時…2月15日(金)
午後1時30分～4時
- 会場…南部コミュニティセンター
- 内容…国・県・市町村などの行政に関することについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。



募

募集

交通安全イベント「もうすぐ新1年生 親子で学ぶ交通安全」

- 日程…2月17日(日)、24日(日)
- 時間…午前10時30分～11時30分、午後2時～3時
- 会場…県総合交通安全センター(前橋市元総社町)
- 内容…交通安全クイズ、横断練習など
- 対象…幼児(主に新1年生)・児童とその保護者
- 定員…各156人(先着順)
- 費用…無料
- 申込方法…当日、直接会場にお越しください※10人以上の団体での参加を希望する場合は、前日までに(土曜日、祝日を除く)電話で申し込んでください
- ▼お申し込み・問い合わせは、県警察本部交通安全課
(☎027-253-9344)

スキルアップセミナー参加者を募集します

- 新人向けWord&Excelジュニア基礎講座
- 概要…新人社員やWord・Excelの初心者の方に向けて、基本的な操作方法を含め、ビジネスシーンでよく使われる機能を、実習を通して習得する講習です。
- 日時…平成31年3月4日(月)、5日(火) 午前9時～午後4時30分

- 受講料…9,600円
- 定員…10人
- 応募締切…平成31年2月12日(火)
- 持参物…筆記用具、テキスト
- 基礎からの機械加工
- 概要…設計(図面の見方)から加工(汎用加工、NC加工)・測定までの一連の作業を通して、機械加工の基礎を習得する講習です。
- 日時…平成31年3月18日(月)、19日(火) 午前9時～午後4時30分
- 受講料…9,600円
- 定員…10人
- 応募締切…平成31年2月25日(月)
- 持参物…筆記用具、作業服、安全靴
- 備考…詳細は、前橋産業技術専門学校ホームページをご覧ください。
- 開催場所…前橋産業技術専門学校(前橋市石関町124-1)
- ▼お申し込みとお問い合わせは、前橋産業技術専門学校スキルアップセミナー担当
(☎027-230-2211)

知

お知らせ

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

- 国民年金のポイント
- ◎将来の大きな支えになります
- 国民年金は20歳以上60歳未満の方が加入することになっていきます。
- ◎老後のためだけのものではありません
- 国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金などがあります。

- 「学生納付特例制度」
- 学生の方は、所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
- 対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

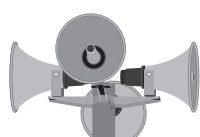
- 「若年者納付猶予制度」
- 学生ではない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
- ▼お問い合わせは、住民生活課
(☎54-2211 内線133) または
渋川金事務所(☎22-1607)

- 農業に使用する軽油は課税が免除されます
- 軽油に課される軽油引取税は、農業に使用する場合で、一定の手続きを行うことで課税が免除されます。
- 対象…農業を営む人が使用する農業用の機械で、ほ場などで農作業を行うために使用する軽油

- 手続き
- ①あらかじめ県知事に「免稅輕油使用者証」と「免稅証」の交付申請を行う※申請には「耕作証明書」や申請する機械の確認書類などの添付が必要
- ②「免稅証」の交付を受け、給油の際に軽油販売業者に「免稅証」を提出し、免稅輕油を購入・使用する
- ③使用後、数量などを報告する

- 申請期間…2月は次の日程で臨時窓口を開設します。詳しくはお問い合わせください。※前橋行政課事務所では、平日8時30分から17時15分まで随時、申請を受け付けています。
- 群馬県 渋川合同庁舎
日時…2月15日(金)9時～16時
- J A赤城たちばな 営農センター
日時…2月13日(水)13時～16時
- 会場…会議室
- J A北群渋川 営農センター
日時…2月14日(木)9時～16時
- 場所…会議室
- ▼お問い合わせは、前橋行政課 税事務所県税課軽油引取係
(☎027-234-1800)

- 中部農業事務所農業振興課企画調整係
(☎027-233-2011)



防災行政無線の放送を聞き逃した時は、自動音声電話番号
☎0279-54-3499

広報カレンダー 2月

日	月	火	水	木	金	土
27 8:30 日曜税務窓口	28	29	30	31	1 10:00 エアロビクス 10:00 羊毛フェルト教室	2 10:00 ます作りと豆まき会 16:00 チアダンス教室
3	4 8:30~11:00 大腸がん検診(容器回収) 10:00 はつらつ教室 13:30 健康相談	5 10:00 エコクラフト教室 13:00 3歳児健診	6	7 10:30 子育てサロンアイアイ	8 10:00 羊毛フェルト教室 13:30 心配ごと相談	9 10:00 ハレンタインお菓子作り 13:30 歴史講座 16:00 チアダンス教室
10	11 建国記念日	12 10:00 障害福祉なんでも相談 13:00 2歳児健診	13	14	15 10:00 羊毛フェルト教室 13:30 空家対策無料相談	16 16:00 チアダンス教室 18:30 第26回村民綱引き大会
17	18 10:00 はつらつ教室 13:30 健康相談 13:30 楽集シネマ	19	20 13:15 2歳半のむし歯予防相談会 13:30 人権相談	21 9:30 すくすく教室(母乳・栄養相談) 10:45 すくすく教室(ベビーマッサージ) 13:30 農地相談会 13:30 農業者年金相談会	22 9:30 糖尿病予防料理教室(要予約) 10:00 羊毛フェルト教室 13:30 無料法律相談	23 13:30 歴史講座 16:00 チアダンス教室
24 8:30 日曜税務窓口	25 10:00 はつらつ教室 13:30 健康相談 15:00 手話通訳者設置	26	27 13:00 乳児健診	28	1	2

※ふれあい館休館日
2月12日(火)、2月25日(月)

実施場所

村役場 保健相談センター ささえの家 中央公民館 南南部コミセン 児童館 ふるさと公園
アしんとラススポーツアリーナ 楽集センター 総合グラウンド 耳飾り館 棟東中体育館 笹熊集会所

【有料広告欄】

家族の夢かなえる住まい
新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス
(本店) 棟東村広馬場 2207-1 (高崎支店) 高崎市中泉町 640-9

ぐん・せい建商(株)

0120-266-110 <http://www.gunsei.com>

標名の大地と
水で育った味自慢



ハム・ソーセージ製造販売
しんとう
ふるさと夢工房
TEL 0279-54-1890
棟東村山子田 1972-1

店頭販売
月・火・木・金
(12:00~15:00)

長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

(有)羽鳥製材所

TEL.0279-54-5142

北群馬郡棟東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>

ぐんまの木の家「こもれび」 北群馬郡棟東村新井3252-5

恭賀新年



AOBA DENTAL CLINIC
あおば歯科医院

診療時間 / AM 8:30~PM 12:00
PM 2:30~PM 7:00
休診日 / 日曜日・祝祭日・水曜日
(祝日のある週は水曜診療日)
棟東村新井1223-1
TEL 0279-25-8820

いちご直売

2017年
知事賞受賞 **ストロベリー**
12月~5月 月曜定休日 **みなみ**

自衛隊正門を南へ400m
棟東村広馬場2483 ☎0279-55-0127
<http://sbminami.blog.fc2.com/>

地球屋パン工房 地球屋
Bakery & Cafe

この広告をお持ちいただいたお客様
500円以上お買い上げの方に
お買い上げ金額から100円割引!!

100円券 村民限定

〒370-3505 群馬県北群馬郡棟東村上野原1-1
地球屋:Tel.0120-198-867 /C工房:Tel.0279-70-8000 体験工房:Tel.0279-26-8877
www.chikyuya.co.jp

黒髪山神社 節分祭（2月3日(日)）

問い合わせ先／教育委員会事務局生涯学習班（☎54-2211 内線262）

毎年この日に行われている節分祭、荘厳な雰囲気
のなか護摩たき等の祭典が執り行われます。その後、
総代による豆まきや福投げが行われますので、みな
さんお越しください。

■日時…2月3日(日)

正午～

■場所…黒髪山神社

■内容…祭典、豆まきや福投げ



宿稻荷神社 初午大祭（2月10日(日)）

問い合わせ先／教育委員会事務局生涯学習班（☎54-2211 内線262）

初午の日とは2月最初の午の日のことです。（今
年は2月2日）この日は全国の稲荷神社の祭礼日で、
豊作、商売繁盛、開運、家内安全を祈願します。

村指定文化財である見事な獅子舞も披露されま
すので、みなさんお越しください。

■日時…2月10日(日)

午前11時～

■会場…宿稲荷神社

■内容…獅子舞奉納、祭典



『榛東日和』上州事変落語会（3月17日(日)）

問い合わせ・申し込み先／上州事変実行委員会事務局（☎070-2150-9097）

群馬県出身の落語家4人による落語ユニット
が、昨年10月に行った前橋市での旗揚げ講演に
続き、榛東村で落語会を開催します。

■出演…林家つる子、立川がじら、

柳家小もん、三遊亭ぐんま

■日時…3月17日(日) 午後2時～

■場所…南部コミュニティセンター

■入場料…全席自由2,000円（小学生以下500円）

■チケット購入方法…電話販売：カンフェティ ☎0120-2540-540

直接販売：現代詩資料館・榛名まほろば 広馬場1067-2



広報しんとう 2019年1月号 No.575

発行：榛東村 編集：総務課

〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

☎0279-54-2211 FAX0279-54-8225

ホームページアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(12月末日現在)

総人口 14,736人(-40)

男 7,503人(-37)

女 7,233人(-3)

世帯数 5,828戸(-22)

※()は対前月

今月の交通スローガン

「運転は
譲り合いを大切に
優しさいっぱい
榛東村」

編集だより

明けましておめでとうございます。

成人式は、天候に恵まれ、
新成人が艶やかな振袖姿や
スーツ姿で同級生と再会を
喜んでいる様子が印象的で
した。大人の仲間入りをし
た、新成人の皆さんが、榛
東村で活躍されることを楽
しみにしています。(大山)